

令和5年長審第8号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年7月2日22時00分

長崎県佐世保港

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録 長 7.70メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 169キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和52年6月に進水したFRP製モーターボートで、船体中央部船尾寄りに操舵室を配し、同室前部やや右舷寄りに舵輪、その前方に左舷側から魚群探知機、GPSプロッター及びレーダー、右舷側に機関遠隔操縦装置及び機関回転計、後方に操縦席をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.1メートルの喫水をもって、令和4年7月2日15時00分長崎県松原漁港の船だまりを発し、佐世保港西方沖合約8海里の釣り場に向かった。

ところで、佐世保港は、九州西岸北部に位置する南西方に開いた港で、長崎県高後埼南東端と同県寄船埼北西端との間の水域が可航幅約680メートルの港口を形成し、同埼周囲には陸岸から沖合20メートルないし40メートルのところまで、干出浜を含む水深2メートル以下の浅礁域が拡張し、寄船埼北端には022度（真方位、以下同じ。）方に20メートル延びる防波堤（以下「寄船埼防波堤」という。）が築造されていた。

また、平素、a受審人の行う釣りは、休日である土曜日06時頃に船だまりを発して前示釣り場に向かい、夜間を同釣り場で仮泊して仮眠に充て、翌日曜日早朝から釣りを再開して10時頃まで続けたのち帰途に就くものであった。

発航に先立ち、a受審人は、臨時で06時頃から12時頃まで肉体労働を伴う作業に従事したことから疲労を感じていた。

a受審人は、17時00分前示釣り場に至って釣りを始めたものの、期待した釣果が得られなかったので釣りを終え、釣り場で仮眠を取らないまま帰宅することとし、21時00分疲労が蓄積したうえ、睡眠不足の状態、同釣り場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、ノースアップ表示で0.75海里レンジ設定としたレ

ーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、佐世保港西方沖合を東行し、21時56分少し過ぎ高後埼灯台から207.5度810メートルの地点で、針路を同港港口中央やや南寄りに向く066度に定め、機関を回転数毎分2,400にかけ、14.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行し、21時58分半少し過ぎ高後埼灯台から108度750メートルの地点に至り、寄船埼に沿って航行するつもりで、僅かに右舵を取って緩やかな右転を始めた。

右転を始めたとき、a受審人は、周囲に他船を認めなくなり、安心して気が緩み眠気を催したが、これまで操船中に居眠りをしたことがなかったため、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、操縦席から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、同じ姿勢を続けるうちに、いつしか居眠りに陥り、22時00分高後埼灯台から101.5度1,310メートルの地点において、Aは、船首が120度を向いたとき、原速力のまま、寄船埼防波堤の北端に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の東南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を伴う擦過傷等を生じて後に廃船処理され、a受審人が、第1腰椎椎体骨折、急性硬膜下血腫等を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、佐世保港の港口付近において、松原漁港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、寄船埼防波堤に向かって進

行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、佐世保港の港口付近において、松原漁港に向けて帰航中、疲労が蓄積したうえ、睡眠不足の状態、周囲に他船を認めなくなり、安心して気が緩み眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、操縦席から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで操船中に居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、寄船埼防波堤に向かって進行して同堤の北端への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、自らも負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日

長崎地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁